

県公害防止条例に基づく汚水に係る特定施設

番号	用途区分	施設名	規模
1	ドラムかん再生業の用に供するもの	噴射式洗浄施設	すべてのもの
2	自動車整備業の用に供するもの	自動車整備工場	屋内作業場面積及び整備作業場面積の和が300平方メートル以上のもの
3	上水道の浄化の用に供するもの	砂ろ過施設	浄水能力の和が1日当たり1万立方メートル未満のもの